

平成21年
10月より

65歳以上の年金受給者で、
住民税を納税されている人に
お知らせです。



住民税の年金からの 引き落としが始まります。

〈特別徴収制度〉

〈特別徴収制度〉とは、年金保険者
が住民税を年金から引き落とし、
市区町村へ直接納入することです。

現在、年金が支給されていて住民税を納税する義務のある人には、年4回、役所(場)や金融機関などに出向き、住民税を納めていただいています。この制度の導入により、年金を支給する年金保険者が住民税を年金から引き落とし、市区町村へ直接納入することとなるため、納税の手間が省かれるとともに、市区町村の事務の効率化が図られるものと見込まれます。



新たな税負担が生じるものではありません。

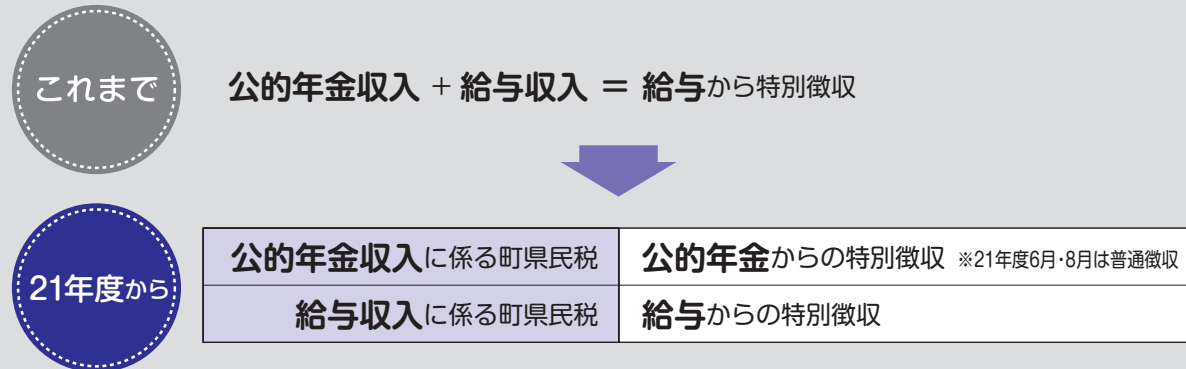
住民税の年金からの引き落とし(特別徴収制度)の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

← 詳しくは次頁をご覧ください。 住民税の年金からの引き落とし制度へのご理解をよろしくお願いいたします。

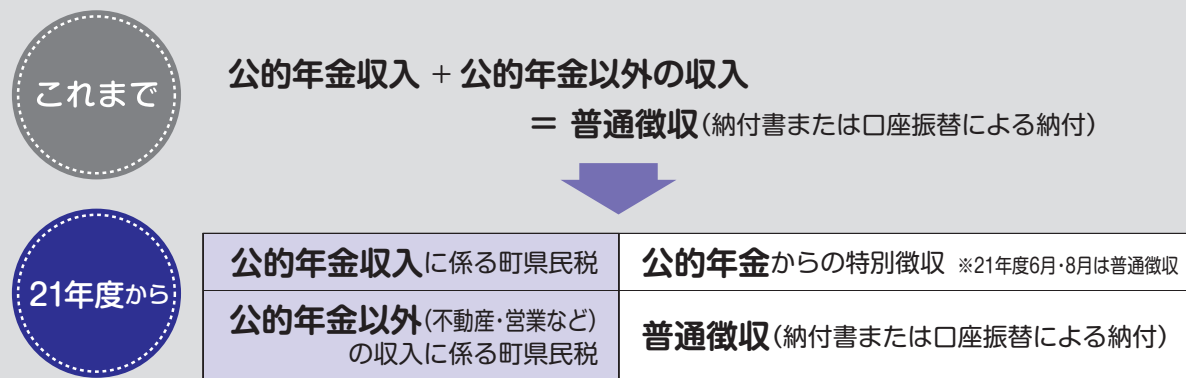
65歳以上で公的年金以外に収入のある人の納め方

収入の種類によって納め方が異なりますので、ご注意ください。

①前年に公的年金と給与の収入がある場合(給与から特別徴収している場合)



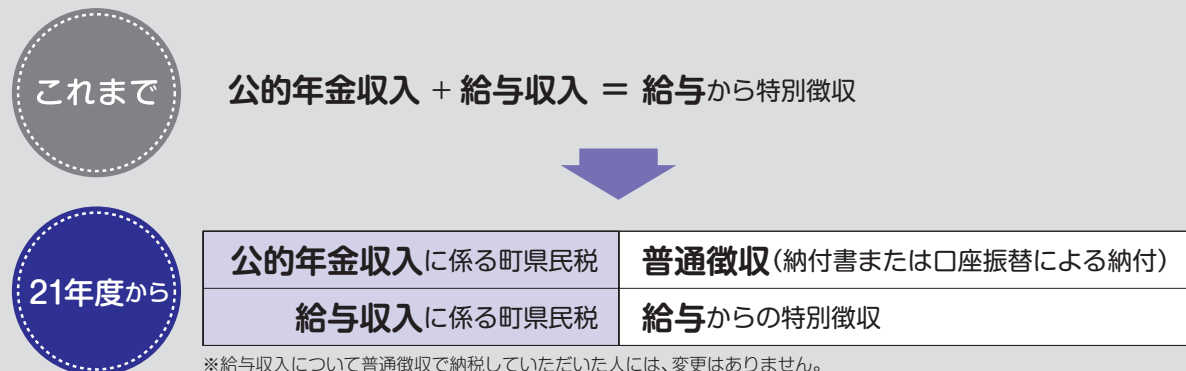
②前年に公的年金と公的年金以外(不動産・営業など)の収入がある場合



65歳未満で公的年金と給与収入がある人の納め方

今回の制度改正に伴い、65歳未満の方の公的年金に係る町県民税については、給与から引落し(給与特別徴収)ができなくなりました。

このため、給与所得と年金所得がある65歳未満の年金受給者の人は、これまで町県民税が給与から特別徴収されていた人でも、年金所得に対する町県民税は、普通徴収(納付書または口座振替による納付)で納税していただくことになります。



※給与収入について普通徴収で納税していただいた人には、変更はありません。

【問合せ先】 税務課 ☎34-8709

4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち住民税の納税義務のある人が対象です。

65歳以上の人の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。ただし、以下の人については、対象となりません。



- ◆介護保険料が年金から引き落としされていない人
- ◆引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える人 など

- 引き落としの対象となる年金とは…** 老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。
- 引き落としされる住民税額は…** 引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。
- 引き落としが中止となる場合は…** 引き落とし開始後、市区町村外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収(納付書により役所(場)や金融機関などで納める方法)により納めていただくことになります。

平成21年10月支給分の年金から引き落としが始まります。

(例)住民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

これまでの納め方

月	納付書で納める(普通徴収)			
	6月	8月	10月	1月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていた。

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に、これまでどおり納付書で納めていただくことになります。



平成21年度の納め方

月	納付書で納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

平成22年度以降の納め方

月	年金から引き落とし(特別徴収)					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

※個人住民税を「住民税」、公的年金を「年金」と表現しています。

総務省・全国地方税務協議会 総務省 <http://www.soumu.go.jp/> 全国地方税務協議会 <http://www.zenzeikyoo.jp/>

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の個人住民税担当課にお問い合わせください。